

沖縄県与那原マリーナ施設の指定管理者募集要項

令和5年8月

沖縄県 土木建築部 港湾課

【与那原マリーナ施設の指定管理者募集要項 目次】

1	募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	管理運営の基本的な考え方	2
4	指定管理者の業務	3
5	自主事業	3
6	管理運営の基準	4
7	指定期間	6
8	施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等	6
9	応募資格要件	7
10	指定管理者選定スケジュール	8
11	募集要項の配布・現地説明会等について	9
12	申請の手続	10
13	選定及び審査基準	11
14	協定の締結	13
15	指定管理者の留意事項	13
16	県と指定管理者の責任分担	14
17	指定管理者の取消等	14
18	業務の引継	15
19	問い合わせ先	15
20	参考資料	

沖縄県は、与那原マリーナ施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び沖縄県港湾管理条例（昭和47年条例第55号。以下「条例」という。）第16条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

当公募は、与那原マリーナ施設に西原・与那原マリンパーク施設の一部である「与那原船だまり」を含めた指定管理区域としており、併せて「与那原マリーナ」と表記しています。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和5年度で満了することに伴い、令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）までの管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 与那原マリーナ

① 施設の所在地

与那原町字東浜70番地

② 設置目的

与那原マリーナは、沖縄本島中部の東海岸に位置し、海洋性スポーツ・レクリエーションの普及振興、海洋に関する知識の普及、観光振興に資することを目的として設置されました。

今後は、海洋性レクリエーション活動の多様化に伴う新たなニーズへの対応や広く県民に開かれた公共マリーナとしての活用が期待されています。

③ 施設の規模等

ア 管理面積7.1ha

イ 収容可能隻数 ※（ ）内は、R5.6.30現在の収容実績（長期保管）

海上係留施設：68艇（67）

陸置施設：128艇（74）

合計：196艇（141）

ウ 施設

- ・海上係留（浮棧橋、物揚場）
- ・陸置施設
- ・泊地
- ・公共ふ頭（岸壁、物揚場、スロープ等）
- ・管理棟
- ・便所棟
- ・給油施設
- ・棧橋給電設備
- ・棧橋給水設備
- ・ボートヤード設備（給電、給水、照明、屋外放送）
- ・受水槽
- ・揚降機（5t電動ウィンチ）
- ・クレーン（20t対応）：1基
- ・クレーン（60t対応）：1基
- ・牽引車（ホイールローダ式、フォークリフト式）
- ・船具倉庫（大型、小型）

- ・ゲート入退場管理装置
- ・出入港管理装置
- ・臨港道路
- ・緑地（交流広場、道路沿緑地）
- ・駐車場施設
- ・駐車場自動支払装置
- ・船用台車（クルーザーボート用：20ft、30ft、45ft、60ft、60tボート用）

(2) 与那原船だまり

① 施設の所在地

与那原町字東浜

② 設置目的

与那原船だまりは、沖縄本島中部の東海岸（与那原マリーナの地先）に位置し、漁船及び遊漁船のための係留施設として設置されました。

今後も、地元からのニーズへ対応し地域振興を図るとともに、広く県民に開かれた船だまりとしての活用されています。

③ 施設の規模等

ア 施設面積3.4ha

※対象区域は、管理対象範囲図を参照

イ 主な施設

- ・船揚場：延長50m、水深-3m
- ・物揚場：延長470m、水深-3m
- ・ふ頭用地：3.4ha
- ・収容予定隻数：90隻（小型艇：陸上71隻、海上係留19隻）

※ 西原・与那原マリンパーク施設の一部「与那原船だまり」は、与那原マリーナ施設と同一の指定管理者による管理区域とします。

(3) 指定管理区域について（MICE事業との関連）

当該指定管理区域及びその周辺において、沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業（以下、MICE事業）が予定されていることから、指定管理者において協力を求めることがあります。

与那原マリーナにおいて、MICE事業を実施する事業者からマリンタウン地区全体の活性化と経済振興に寄与する協力・連携等の提案内容が、与那原マリーナの設置目的と合致し、これらの提案を実施することにより相乗効果を発揮できると考えられる場合は、県と指定管理者で協議することとします。

3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 施設の使用許可等「公の施設」の管理に関する権限を指定管理者に委任して管理を行っていただくことから、利用の平等性、公平性、適正なサービス、守秘義務の確保等を含め、これまで地方公共団体が果たしてきた義務や責任を指定管理者においても果たしていただく必要があります。
- (2) 上記「2(1)②及び(2)②の設置目的」を踏まえ、新たなニーズへの対応や広く県民に開かれたマリーナとしての公共性を確保しつつ、マリーナの利用促進・活性化を図り、施設の特性に応じた効果的・効率的な管理運営に努めるものとします。
- (3) 公共施設としての与那原マリーナの現状を正確に把握しつつ、使用許可等の業務を公正かつ中立に実施していただくとともに、施設の維持、修繕等の業務を適正かつ効

率的に実施していく必要があります。

- (4) 広く県民が訪れる施設として、子供から大人までルールを守り、楽しくかつ安全に利用できるように、各施設の位置、機能等を十分に把握した上で、適切な管理を行うものとします。
- (5) 指定管理者の自主性や創意工夫を活かした効率的な管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理運営費の節減に努めるものとします。
- (6) 事故等を未然に防ぎ、災害や緊急時の連絡体制、救助等の適切な職員配置体制をとるものとします。

4 指定管理者の業務

指定管理者は、指定管理業務として次の業務を行うものとします。

業務の具体的内容については、「20 参考資料」の「(1) 与那原マリーナ管理運営業務基準」(以下「管理運営業務基準」という。)のとおりです。

(1) 施設の使用許可等に関する業務

次に掲げる施設の使用の許可(変更)・取消、権利義務の承継の届出の受理、使用料の徴収・収納、入出港届の受付に関する業務等のほか、イベント等の実施に伴う調整、施設利用者に対する各種指導等を行います。

- ① 浮栈橋、栈橋、陸置施設、岸壁、物揚場、スロープ、艇庫
- ② 研修室
- ③ 船具倉庫、シャワー
- ④ 揚降機(ウィンチ)、クレーン
- ⑤ 駐車場
- ⑥ 給水施設、給電施設、給油施設

(2) 施設の維持管理に関する業務

次に掲げる施設における清掃、巡視、点検、修繕等の維持管理業務を行います。

- ① 海上係留施設、陸置施設、揚降機(ウィンチ)、クレーン、ホイールローダ、フォークリフト、給水・給電・給油施設等の船舶に関連する施設及び設備
- ② 公共ふ頭
- ③ 臨港道路
- ④ 駐車場(駐車券発券機、自動料金徴収機、カーゲート他)
- ⑤ 緑地(交流広場、道路沿緑地)
- ⑥ 建物(管理棟、便所棟、給油棟)

(3) 施設利用者の安全管理等のサービス業務

(4) 災害時及び荒天時における対応業務

(5) 駐車場管理業務

(6) 広報及び利用の促進に係る業務

(7) 給油施設の管理運営業務

(8) その他前各号に掲げる業務の実施に関して必要と認められる業務

5 自主事業

(1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、与那原マリーナの利用促進・活性化に資する事業(以下「自主事業」という。)を行うことができます。

(2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。

(3) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。

(4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際

にあらためて協議するものとします。

なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

- (5) 自主事業の提案に当たっては、以下の点に留意してください。
 - ① 与那原マリーナの設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
 - ② 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。
 - ③ 施設利用者の施設利用を妨げるものではないこと。
 - ④ 公共性の確保が図られていること。
- (6) 自主事業の提案について、指定管理候補者選定の際の評価対象とする。
- (7) 自主事業の実施に当たり県有施設を使用する場合には、県への使用料の支払いが必要となる場合があります。(例 自動販売機設置に伴う港湾施設使用料)

6 管理運営の基準

指定管理者は、次の(1)から(8)までの事項及び別添「管理運営業務基準」に従い、与那原マリーナの指定管理業務を実施します。

- (1) 関係法令、条例等の遵守
業務の実施にあたっては、各種法令等を遵守することとします。
 - ① 港湾法、地方自治法、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」という。）、沖縄県港湾管理条例施行規則（以下「規則」という。）、沖縄県財務規則、沖縄県公有財産規則、消防法、水道法、その他港湾の管理に関して県が示した運用基準等
 - ② 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関連法令等
 - ③ 個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律施行令、個人情報保護に関する法律施行条例
 - ④ その他与那原マリーナを管理するための業務に関連する全ての関係法令等
- (2) 沖縄県行政手続条例の適用
指定管理者は、沖縄県行政手続条例(平成7年沖縄県条例第28号)第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づいて行わなければなりません。
- (3) 沖縄県暴力団排除条例の適用
指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置（利用の不承認又は利用の承認の取り消し）を講じてください。
- (4) 施設等の使用時間等
 - ① マリーナ施設等の休港日について
 - ア 火曜日
 - イ 12月29日から翌年の1月3日まで
ただし、指定管理者は知事の承認を得て休港日を変更することができます。
 - ② 使用時間について
 - ア 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで
 - イ ア以外の期間 午前9時から午後5時まで
ただし、指定管理者は知事の承認を得て、使用時間を変更することができます。
 - ③ 与那原船だまり施設について
 - ア 利用期間について
1月1日から12月31日まで
ただし、指定管理者は知事の承認を得て利用期間を変更することができます。

イ 利用時間について

- ・ 4月1日から10月31日までの期間 24時間。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前8時から午後6時30分まで。
 - ・ 上記以外の期間 24時間。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前9時から午後5時分まで。
- ただし、指定管理者は知事の承認を得て、利用時間を変更することができます。

(5) 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等の管理について、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、規程等を定めるものとします。

② 情報公開規程の整備

指定管理者は、業務実施に当たり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③ 手続規程等の整備

指定管理者は、使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程等を定め、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

公の施設の指定管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同法第67条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同法 第176条及び第180条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

指定管理者は、会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行わなければなりません。

また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を定め、事故防止体制を整えるものとします。

⑦ 業務委託の制限

指定管理業務の全部又は次に掲げる業務を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

<第三者に委託できない業務>

- ・ 施設の使用許可に係る業務
- ・ 使用料の徴収・収納に係る業務
- ・ 入出港届の受付・管理業務

- ・ 出帰港届の受理業務
- ・ 関係機関、関係団体等との調整業務
- ・ 災害又は緊急時の対応業務

上記以外の業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければなりません。

< 第三者に委託できる業務の例示 >

- ・ クレーンの保守点検業務
- ・ 駐車場関連機器（自動料金徴収機、駐車券発券機等）の保守点検業務
- ・ 電気保安業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃、植栽、環境衛生の管理業務（貯水槽の水質検査、清掃等を含む）

⑧ 他施設の指定管理協定の締結の有無（該当有の場合、管理職員の兼務状況等）

他施設も含めた企業・団体全体の体制図を提出すること。他施設の指定管理において管理職員が兼務となっている場合、適切に管理運営ができるか審査を行う

(6) 業務に必要な物品等の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、「20 参考資料」の「4 施設設備一覧表」及び「5 貸付物品一覧表」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

指定期間中に、上記貸与物品の劣化による更新等で新たな物品が必要となった場合は、県が直接調達又は県が指定管理者に指示して調達させることとし、当該物品の所有権は県に帰属するものとします。

また、施設の集客力向上、サービス向上等のために指定管理者が購入する物品について、当該物品は指定管理者に帰属するものとします。これらの物品の購入を実施する場合には、事前に県と協議を行ってください。

(7) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。

(8) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者である県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記するものとします。

7 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

8 施設使用料の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 与那原マリーナ

① 施設使用料の取扱い

与那原マリーナの施設使用料は、指定管理者が徴収又は収納し、県の収入となります。

施設使用料の徴収又は収納事務については、地方自治法施行令第158条第1項の

規定に基づき、指定管理者に委託するものとします。

② 施設管理に要する経費等

ア 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。

会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。

イ 指定管理料は次の額を上限とします。県が支出する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案してください。

収支計画書に記入された5年間の指定管理料の合計が上限額の合計（244,376千円）を上回る金額であった場合は、失格とします。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和6年度（R6.4.1～R7.3.31）	： 48,875千円
令和7年度（R7.4.1～R8.3.31）	： 48,875千円
令和8年度（R8.4.1～R9.3.31）	： 48,875千円
令和9年度（R9.4.1～R10.3.31）	： 48,875千円
令和10年度（R10.4.1～R11.3.31）	： 48,876千円
合 計	： 244,376千円

③ 指定管理料は、使用料金の減免を行った場合でも、その分の補填は行いません。

(2) 与那原船だまりの管理に要する経費（利用料金）

地方自治法第244条の2第8項に基づく利用料金制を採用し、与那原船だまり（西原・与那原マリパークの水域施設（係留施設・陸置場））の利用料金の一部が指定管理者の収入となります。

（利用料金の収入のうち、県への固定納付額1,605千円とし、2,276千円以上2,732千円未満の8割を県の収入、2,732千円以上は5割を県の収入とします。（いずれも消費税抜きの金額））

与那原船だまりの管理に要する経費については、利用料金収入及び自主事業収入により賄うこととなりますので、採算のとれるよう事業展開を行ってください。

指定管理者は、利用料金について、与那原船だまりの維持管理に要する費用を当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、料金額を設定することができますが、あらかじめ当該利用料金の額については、知事の承認を受ける必要があります。

利用料金の設定に当たっては、公の施設として、県民が利用しやすい料金設定となるよう配慮してください。

利用料金の設定の具体的な方法については、参考資料「1 管理費の設定に当たっての留意事項」及び「2 利用料金の設定方法」に従って、設定してください。

※与那原船だまりの管理に要する経費について、指定管理料を充てることは出来ません。

(3) 会計の区分

与那原マリナーの管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分してください。また、指定管理業務に係る県収入及び指定管理料は区分して経理してください。

9 応募資格要件（単独又は共同企業体での応募を想定した例示）

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とします。

① 法人、その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- ② 県内に主たる事務所又は事業所を有すること(共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること。)

※主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。

- ③ 国税及び地方税の滞納がないこと。
④ 指定期間中に、解散・廃止のおそれがないこと。
⑤ 指定管理の総括責任者を専任で配置できること。
⑥ クレーン・デリック運転士免許(旧免許含む)、車両系建設機械運転技能講習修了者、フォークリフト運転免許、危険物取扱者乙種4類以上、玉掛技能講習修了者等の有資格者を従事させることができること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。仮に、申請が受けつけられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
② 会社更生法、民事再生法等による手続を開始している法人等
③ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である法人等
④ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない法人等

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をした場合
② 提出された書類に虚偽の記載があった場合
③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
④ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体で応募する際には、次に掲げる事項に注意してください。

- ① 代表者又は代表となる団体を決定すること。
② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定(以下「協定」とい

う。)は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。

- ③ 各構成員が応募資格要件を満たすこと。
- ④ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできないこと。

10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールのとおり実施する予定です。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 令和5年8月24日(木) |
| (2) 公募に対する質問の受付開始 | 令和5年8月31日(木) |
| (3) 指定管理者募集の現地説明会 | 令和5年9月15日(金) |
| (4) 公募に対する質問の受付期限 | 令和5年9月28日(木) |
| (5) 質問の回答期限 | 令和5年10月6日(金) |
| (6) 指定管理者指定申請書等の提出期限 | 令和5年10月23日(月) |
| (7) 制度運用委員会による審査 | 令和5年11月上旬 |
| (8) 選定結果の公表 | 令和5年11月下旬 |
| (9) 県議会による議決 | 令和5年11月定例会予定 |
| (10) 指定管理者との協定締結 | 令和6年2～3月予定 |
| (11) 業務開始 | 令和6年4月1日(月) |

11 募集要項の配布・現地説明会等について

- (1) 募集要項の配布
 - ① 配布期間：令和5年8月24日(木)～10月23日(月)
 - ② 配布時間：土曜、日曜及び祝祭日を除き、午前9時～午後5時
 - ③ 配布場所：沖縄県土木建築部港湾課(沖縄県庁10階)及び港湾課ホームページ
【ホームページアドレス】
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/kowan/index.html>
 - ④ 配布書類
 - ・与那原マリーナの指定管理者募集要項他 下記「20 参考資料」
- (2) 現地説明会

募集要項の説明、募集要項に関する質疑応答、現場見学(但し、工事中の為立ち入りが規制されている区域の見学は除く)を行うため、次のとおり現地説明会を開催します。

 - ① 開催日時：令和5年9月15日(金) 午前10時から午前11時30分まで
 - ② 集合場所：与那原マリーナ管理事務所
 - ③ 申込方法：現地説明会への参加希望法人(団体)は、9月7日(木)午後5時まで(必着)に、次の申込先に別紙「現地説明会参加申込書(第9号様式)」によりFAX又はメールで申込んでください。なお、参加人数は各法人(団体)ごとに2名までとします。
 - ④ 申込先：沖縄県土木建築部港湾課 港湾開発班
住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目二番二号
電話：098-866-2395 FAX：098-866-2468
E-mail：aa062006@okinawa.lg.jp
- (3) 公募に対する質問の受付
 - ① 質問期間：令和5年8月31日(木)～9月28日(木) 午後5時まで(必着)
 - ② 質問方法：質問は別紙「質問書(第8号様式)」に記載し、次の提出先にFAX又

はメールで提出してください。なお、誤解等を防ぐため、質問期間外の質問、口頭又は電話での質問には回答できません。

③ 提出先：沖縄県土木建築部港湾課 港湾開発班

住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

電話：098-866-2395 FAX：098-866-2468

E-mail：aa062006@okinawa.lg.jp

④ 回答方法：質問の回答は、質問者にFAX又はメールにより回答するとともに、沖縄県土木建築部港湾課のホームページにも掲載します。なお、他の申請予定者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある質問については、回答できません。

12 申請手続

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参して下さい。提出する際は、事前に電話連絡をお願いします。

(1) 申請書類の提出

申請書の受付期間	令和5年8月24日（木）から令和5年10月23日（月） （ただし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。）
受付時間	午前9時～午後5時まで
受付場所	沖縄県土木建築部港湾課（沖縄県庁10階）

(2) 提出書類

書類名	様式番号
1 指定管理者指定申請書 ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表 （複数の法人等で申請する場合に提出） ・共同企業体協定書	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式
2 事業計画書	第6-1号様式～ 第6-11号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書（3ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去3ヶ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の氏名、生年月日及び履歴を記載した書類（役員名簿等） オ 団体の組織図や業務執行体制が分かる書類 ※複数施設の指定管理者である場合又は複数施設の指定管理候補者として申請書を提出している場合は、管理する施設（予定を含む。）すべてを含む団体の組織図や業務執行体制が分かる書類	第7号様式

- | |
|--|
| <p>カ 法人である団体にあつては、過去3か年における国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)及び所在市町村納税証明書(全税目)</p> <p>キ 法人でない団体にあつては、過去3か年における代表者の国税(法人税、消費税及び地方消費税)納税証明書、沖縄県納税証明書(全税目)及び所在市町村納税証明書(全税目)</p> <p>ク 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面若しくは国税に提出する申告書確認表(任意資料として)</p> <p>ケ 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し</p> <p>コ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>※ 共同企業体で申請する場合は、構成団体すべてにおいて、上記3の添付書類をすべて提出してください。</p> |
|--|

(3) 提出書類の書式、提出部数

- ① 用紙の大きさは、原則として産業規格A4に統一してください。
提出書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- ② 提出書類は、下欄にページ数を記載してください。
- ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部(正本の複写可)とします。

(4) 提出書類の著作権、情報公開

- ① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 提出された書類は、個人情報保護に関する法律及び個人情報保護に関する法律施行条例の規定に基づき取り扱います。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請に当たっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行ってください。
- ② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。
- ③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。
- ⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。
- ⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。
- ⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。
- ⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

13 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、次のとおり行います。

- ① 応募資格審査及び基礎審査
指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県土木建築部港湾課において、申請者の応

募資格要件及び事業計画書類の適否審査を行ないます。資格を満たさない場合又は確認できない場合若しくは指定管理料の上限額を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格となります。

② 委員会による定量審査

「宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ、西原・与那原マリパーク指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬～11月上旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

また、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合。

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合。

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合。

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合。

※委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査基準

次に掲げる審査基準により審査します。

審査基準	審査項目	配点
1 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。 (条例第19条第1号)	(1) 施設の管理運営に関する基本方針 (2) 県民の平等な施設利用	10点
2 事業計画書等の内容が、与那原マリーナの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。 (条例第19条第2号)	(1) 指定管理業務と事業内容の適合性 (2) 利用者のサービス向上のための取組内容 (3) 利用促進を図るための取組内容 (4) 利用者満足度の把握、苦情・要望対応、業務改善への反映 (5) 利用料金の設定 (6) 自主事業の提案 (7) 管理運営費の節減	45点
3 事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること。 (条例第19条第3号)	(1) 人的能力（管理運営組織、人員配置等）の内容 (2) 物的能力（収支計画、資金調達等）の内容 (3) 維持管理業務の内容 (4) 安全管理業務の内容（保険対応含む） (5) 自己評価・モニタリングに対する取組 (6) 個人情報の保護、情報公開への対応 (7) 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績） (他施設の指定管理協定の締結の状況及び担当職員 の兼務状況)	50点

	(8) 申請者の安定性、健全性（財務状況、資産状況）	
4 与那原マリーナの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。 (条例第19条第4号)	(1) 業務全般に対する取組姿勢 (2) 労働法令の遵守等に関する事項 (3) その他特記事項（青少年を対象とする教育活動、海洋スポーツ・レクリエーションの普及振興等）	15点
合 計		120点

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。

なお、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じられません。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に締結する「年度協定」を別途締結します。

(2) 協定締結の締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

15 指定管理者の留意事項

(1) モニタリングの実施

① 指定管理者が行う事項

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」、「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等の適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

また、指定管理者は、次のとおり指定管理業務月報、年間事業計画書及び収支予算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

ア 指定管理業務月報・・・毎月10日

イ 上半期報告書（4月1日～9月30日までの事業実績）・・・毎年10月10日

ウ 年間事業計画書及び収支予算書（翌年度計画）・・・毎年2月末

エ 事業報告書（4月1日～翌年3月31日までの事業実績）・・・毎年4月末

オ その他県が必要と認める書類

② 県が行う事項

県は、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）等に従って適切に管理運営が行われているか、またその事務が法令に適合しているかについて、適時、関係書類の閲覧又は提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力してください。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準（以下「要求水準」という。）に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。

ア 定期評価

県は指定管理者から事業報告書等の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

イ 随時評価

県は必要があると認めるときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行います。

(2) 監査

指定管理者は、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人等による監査を受けることとなります。

また、監査委員等が監査等をするため必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は別表1のとおりとし、また県と指定管理者のリスク分担は別表2のとおりとします。ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

17 指定管理者の取消し等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、指定管理者が共同企業体の場合で、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となったときは、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取消し等

県は、次のいずれかに該当する場合、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

① 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合

- ② 社会的運用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合
 - ③ 指定期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合
 - ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が指示に従わなかった場合
- (4) 損害賠償について
- 前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。
- (5) 疑義の解決
- 業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。また、引継ぎに要する経費は、引き継ぐ者及び引き継がれる者それぞれの負担とします。

既に申込みがあり実施が決定している事業等の許可状況や申請状況、また施設の維持管理について、確実に引継ぎが行われるよう新旧の指定管理者間で十分調整を行ってください。

なお、現在、指定管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

19 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県土木建築部港湾課（指定管理者公募担当）
（TEL）098-866-2395 （FAX）098-866-2468

20 参考資料（別冊）